

和水町立小中学校外国語指導助手派遣業務仕様書

本仕様書は、和水町（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間で締結する「和水町立小中学校外国語指導助手派遣業務」契約について必要な事項を定めるものとする。

1 件名

和水町立小中学校外国語指導助手派遣業務

2 事業目的

本事業は、小中学校にネイティブ講師を派遣することにより、児童生徒が英語による実践的なコミュニケーションに親しむ機会を充実させ、コミュニケーション能力の向上及び国際理解の促進を図るとともに、英語学習への意欲を高めることを目的とする。

また、町内保育園等で実施している幼児英語教育と小学3年生から始まる「外国語活動」、さらに中学校英語教育へと円滑につながる学びの連続性を確保し、幼児期から中学校までを見通した外国語教育の推進を図る。

3 履行期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

4 業務概要

業務概要は、以下のとおりとする。なお、スケジュールなどの詳細は、別途協議する。

(1) 履行場所

- ・ 履行場所は、別表に記載する小学校（2校）・中学校（2校）とする。

(2) 対象

- ・ 対象は、別表に記載する小学校1～2年生及び中学校1～3年生を基本とする。ただし、それ以外の学級を対象とする場合もある。

(3) 派遣日数

- ・ 派遣日数は、年間小学校45日、中学校200日を限度とし、1日あたりの指導コマ数は別途協議する。

※参考見積に当たっては、ここに示す派遣日数を基に算出することとするが、派遣日数がこれに満たない年度（令和8年度）については、別途協議のうえ契約額を決定する。

- ・ 小学校は1コマ45分、中学校は1コマ50分とする。

(4) 派遣日及び勤務時間

- ・ 派遣日は、甲乙協議の上決定する。ただし、中学校については、菊水中学校を3日/週、三加和中学校を2日/週を基本とする。
- ・ 就業時間は、基本的に午前8時30分から午後4時15分までの7時間とする。
- ・ 休憩時間は、1日あたり45分間とする。
- ・ 以下のいずれかに該当する場合には、甲乙協議の上、指導を中止することができる。その場合、乙は、指導日の振り替え等について学校と協議すること。
 - ①台風等の荒天や自然災害が発生した場合
 - ②新型コロナウイルスやインフルエンザの流行等による感染症の拡大が予想される場合
 - ③その他、指導の中止を決定せざるを得ない場合

5 業務内容

(1) 乙が行う業務

- ① 和水町立小中学校への外国語指導助手（以下「ALT」という。）の派遣
- ② 和水町担当のコーディネーターの選任
- ③ 教育委員会、学校、ALTとの連絡調整
- ④ ALTに対する学習指導要領に基づく指導カリキュラム等への理解、その他業務に必要となる研修の実施
- ⑤ ALTが学校の規律、施設管理上の規則等を遵守するための適切な措置
- ⑥ ALTの業務遂行状況の把握及び評価、監督
- ⑦ ALTに係る教育委員会及び学校からの要望や苦情等への対応
- ⑧ ALTへの指導方法等の助言、教材の準備や作成に係る支援
- ⑨ 学校への教材や学習プログラムの提供
- ⑩ ALTの勤務管理及び欠勤や遅刻等がある場合の教育委員会への事前報告
- ⑪ 甲への報告書等の提出
- ⑪ 労働者派遣法に基づく派遣元に義務付けられている諸手続き
- ⑫ その他、甲乙協議のうえ、双方合意した業務

(2) ALTが行う業務

- ① 小学校の外国語、外国語活動及び国際理解教育における指導
- ② 中学校の英語及び国際理解教育における指導
- ③ ①及び②に関する教員と指導内容等の事前打ち合わせ
- ④ 授業で使用する教材や資料の提案及び作成
- ⑤ 試験実施の補助
- ⑥ 児童生徒との交流及び支援

- ⑦ 教員に対する校内研修の支援
- ⑧ 外国語（活動）・英語及び国際理解教育推進のための校内環境整備
- ⑧ 教授手法等の教員に対する支援
- ⑨ その他本業務の円滑な遂行のために、教育委員会が必要と認める業務

6 ALTの資格要件

ALTは、次の要件を満たす者とする。

- (1) 英語を母国語とする者又は同等の能力を有する者で、かつ、大学以上の教育機関を卒業した者又は在外大学の在學生で適正な方法により日本に招聘されている者。
- (2) 心身ともに健康であり、外国語指導経験が十分にあること、または乙が実施する研修などを十分な期間受講し、業務の実施に必要な水準の教授技術を有する者。
- (3) 業務を実施するにあたり所持すべき有効かつ適正な種別の就労査証を有する者。
- (4) 日本や日本文化に興味関心を持ち、児童生徒や教職員とコミュニケーションを図るうえで十分な日本語理解能力を有し、積極的にコミュニケーションを図れる者。
- (5) 人権の尊重や、性差・個人差等に配慮ができ、基本的な倫理観を持ち合わせる者。
- (6) 日本国内の法令等を遵守し、日本の慣習を理解し、良識のある行動・服装など、指導者としてふさわしい資質を有する者。

7 業務の基本事項

- (1) ALTは、派遣先の校長の管理下で上記5（2）に掲げる業務を遂行するものとする。
- (2) 乙及びALTは、個人情報管理に関して法令を遵守するとともに、個人情報の取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 乙及びALTは、本業務の実施にあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできない。契約期間が終了した後も同様とする。
- (4) 当該業務の履行に関連するすべての法令を遵守すること。
- (5) 乙は、ALTが、病気その他の理由により業務の遂行が困難になった場合は、甲と協議のうえ、ALTを交代するものとする。
- (6) 乙は、ALTが、誠実に業務を遂行しなかったり、児童生徒及び教職員等との関係が円滑にいかなかったりした場合は、適宜指導するものとする。指導後も改善がみられない場合は、甲と協議のうえ、ALTを交代するものとする。

8 報告書等の提出

(1) コーディネーター及び ALT の名簿

氏名、勤務年数、勤務経験や経歴等を記載したものを勤務開始日の5日前までに、甲に提出すること。

(2) 研修報告書

甲からの求めがあった場合には、速やかに報告書（様式は、別途甲乙協議）を提出すること。

(3) 月別業務報告書

毎月の勤務日や業務記録などを記入した報告書（様式は、別途甲乙協議）を翌月10日までに提出すること。ただし、3月分は、3月31日までとする。

9 派遣料の支払

甲は、毎月の業務完了後に、乙の請求を受け、ひと月毎の派遣料を乙の指定する口座に支払うことを基本とする。ただし、乙の申し出により一括して支払うこともできるものとする。

10 契約上限額

令和8年度	7,334,000円	}	3年間の合計金額	22,002,000円
令和9年度	7,334,000円			
令和10年度	7,334,000円			

（上記の金額には、消費税及び地方消費税を含む。）

11 その他

仕様書に定めるもののほか別に協議が必要な場合は、その都度協議する。

別表

対象校等一覧表

学校名	所在地	児童生徒数	学級数
和水町立菊水小学校	和水町江田 2 8 9 1 番地	2 5 6 名 (1 年生 3 7 人 2 学級) (2 年生 3 8 人 2 学級)	1 1
和水町立三加和小学校	和水町板楠 1 0 0 1 番地	1 4 3 名 (1 年生 1 8 人 1 学級) (2 年生 2 3 人 1 学級)	6
和水町立菊水中学校	和水町江田 4 2 5 0 番地	1 3 8 名	6
和水町立三加和中学校	和水町板楠 1 0 0 1 番地	7 2 名	3

※児童生徒数は、令和 8 年 2 月末現在である。

※学級数には、特別支援学級を含まない。